

# 京都市食品衛生に係る公表に関する要領

## 1 目的

この要領は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第69条の趣旨を踏まえ、食品衛生関係法令（以下「法令」という。）に基づく行政処分等の状況、食中毒事件及び健康被害事例について、被害の状況その他必要な情報を明らかにすることによって、違反食品等の流通及び消費の防止を図るとともに、広く市民、観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）及び食品等事業者に対し注意を喚起することで、市民等の健康の保護を図ることを目的とする。

## 2 公表を行う者

公表は、原則として保健所が実施する。

## 3 定義

### (1) 食品衛生関係法令

ア 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

イ 京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例（昭和51年京都府条例第44号）

### (2) 行政処分等

別表に定める「法令又は法令に基づく処分に違反した者」が受ける行政処分又は保健所長名の書面による行政指導のことをいう。

## 4 公表の対象

公表の対象は、以下のとおりとする。

### (1) 行政処分等を行った事例

ただし、保健所長が公表する必要がないと認める事例は除く。

### (2) その他、保健所長が公表する必要があると認める事例

## 5 公表の内容

### (1) 行政処分等を行った事例のうち、食中毒事件

ア 発生年月日

イ 患者数

ウ 患者の症状

エ 原因食品

オ 原因施設

施設の名称と所在地、営業者等の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）、法に基づく営業許可業者の場合、その業種名

カ 病因物質

キ 行政処分等の内容及び措置状況

ク その他必要な事項

### (2) 行政処分等を行った事例のうち、(1)以外の事例

ア 違反食品等を確認した場合、その名称（食品の分類名）

イ 違反の原因となった施設の名称等

施設の名称、所在地、営業者等の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）、業種名

ウ 違反した法令の名称と適用条項

エ 違反の具体的な内容

オ 行政処分等の内容及び措置状況

カ その他必要な事項

### (3) その他、保健所長が公表する必要があると認める事例

ア 健康被害にかかる事例については、被害の発生及び拡大を防止するために必要な情報

イ 社会的影響から公表が必要と判断される事例については、その概要及び本市の対応状況等

## 6 公表方法

広報発表及びホームページへの掲載等により公表するものとする。

## 7 公表の時期

- (1) 行政処分等を行った事例  
行政処分等を行った後、速やかに公表する。
- (2) 保健所長が公表する必要があると認める事例  
調査等による必要な情報が把握され次第、速やかに公表する。

## 8 公表の期間

行政処分等を行った事例については、公表を行った翌日から起算して14日を下らない期間を公表期間とする。

ただし、営業停止等の行政処分の効力が14日間を超える場合にあっては、当該行政処分の効力を有する期間を公表期間とする。

## 9 留意事項

- (1) 食中毒事件に係る被害者情報等については、プライバシーの保護に配慮し、公表を行わないこととする。  
例：患者の氏名、受診医療機関名、病歴、職業、所属団体名等
- (2) 本市管轄外の食品関係施設等に係る事例については、事前に当該施設を管轄する自治体と十分に協議を行い、公表内容等の調整を図るものとする。

附則 この要領は、平成23年7月15日から施行する。

附則 この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年6月1日から施行する。

## 別 表

「法令又は法令に基づく処分に違反した者」とは、次の1から3に掲げる者をいう。

ただし、違反が軽微なもの（当該者の故意、重大な過失等によるものか否か、当該違反による健康影響の程度、当該違反に対する社会的な関心の程度等を勘案して判断する。）であって、当該違反について直ちに改善が図られたものは除く。

1 次に掲げる規定に違反した営業者で、食品衛生法第59条若しくは第60条の規定による処分をされ、又は書面による行政指導を受けたもの。

- ・食品衛生法第6条(不衛生食品等の販売等の禁止)
- ・食品衛生法第7条(新開発食品等の販売禁止)
- ・食品衛生法第8条第1項(指定成分等含有食品に関する健康被害情報の届出義務)
- ・食品衛生法第9条(特定の食品等の販売等の禁止)
- ・食品衛生法第10条(病肉等の販売等の制限)
- ・食品衛生法第11条(食品衛生管理措置が確認されていない食品等の輸入の禁止)
- ・食品衛生法第12条(添加物等の販売等の制限)
- ・食品衛生法第13条第2項(規格又は基準に合わない食品等の販売等の禁止)
- ・食品衛生法第13条第3項(一定量を超える量の農薬等が残留する食品の販売等の禁止)
- ・食品衛生法第16条(有毒器具等の販売等の禁止)
- ・食品衛生法第17条(特定の器具等の販売等の禁止)
- ・食品衛生法第18条第2項(規格又は基準に合わない器具等の販売等の禁止)
- ・食品衛生法第18条第3項(一定量を超える量の原材料が溶出又は浸出する器具等の販売等の禁止)
- ・食品衛生法第19条第2項(基準に合う表示がない食品等の販売等の禁止)
- ・食品衛生法第20条(虚偽表示等の禁止)
- ・食品衛生法第25条第1項(食品等の検査に不合格添加物等の販売等の禁止)
- ・食品衛生法第26条第4項(検査結果の通知を受ける以前の販売等の禁止)
- ・食品衛生法第48条第1項(食品衛生管理者の設置)
- ・食品衛生法第50条第2項(有毒物質の混入防止等の措置基準の遵守)
- ・食品衛生法第51条第2項(HACCPに沿った衛生管理の措置の遵守)
- ・食品衛生法第52条第2項(器具又は容器包装の適正製造規範の遵守)
- ・食品衛生法第53条第1項(器具又は容器包装の販売における情報の伝達)

2 営業者であって、次に掲げる事由を理由として食品衛生法第60条又は第61条の規定による処分をされ、又は書面による行政指導を受けたもの。

- ・食品衛生法第54条(営業施設の基準)の規定による基準に違反した場合。
- ・食品衛生法第55条第2項第1号又は第3号(営業許可の欠格)に該当するに至った場合。
- ・食品衛生法第55条第3項(営業許可条件)の既定による条件に違反した場合。

3 京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例

京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例及び食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置の基準等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和3年京都府条例第8号)第1条の規定による改正前の京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例(以下「旧ふぐ条例」という。)第2条第3項に規定するふぐ処理業者又はふぐ処理業を営む者であって、次のいずれかに該当し、旧ふぐ条例第21条の規定による処分をされ、又は書面による行政指導を受けたもの。

- ・旧ふぐ条例第3条から第4条までの規定に違反したとき。
- ・偽りその他不正の手段により認証を受けたとき。
- ・旧ふぐ条例第11条第6項の規定に違反したとき。
- ・旧ふぐ条例第19条(同条第5号及び第6号を除く。)の規定により免許を取り消されたとき。
- ・旧ふぐ条例第20条の規定による指示に違反したとき。
- ・ふぐ処理業に関し、ふぐ毒による重大な事故を発生させたとき。

